

「林業信用保証業務に関する法律顧問業務」
に係る企画競争

企画提案説明資料

平成30年12月21日

独立行政法人農林漁業信用基金

資料目録

I 企画提案説明書（実施要領）

様式1 競争参加資格確認申請書

参考様式 経歴書

様式2 企画書

様式3 競争不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査票

II 仕様書

III 審査要領

IV 契約書（案）

林業信用保証業務に関する法律顧問業務
(実施要領)

1 業務概要

(1) 業務名

林業信用保証業務に関する法律顧問業務

(2) 実施目的

林業信用保証業務運営の円滑化を図るとともに、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う林業信用保証業務に関する紛争の未然防止及び早期解決を目的とする。

(3) 業務内容

信用基金が行う林業信用保証業務に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行うこととし、別紙「仕様書」のとおりとする。

(4) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日（1年間）

(5) 契約限度額

600,000円（12ヶ月分）（消費税及び地方消費税を除く。）

2 企画競争参加資格要件

(1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に規定された資格を有する弁護士であり、東京都又は近県に事務所を有するか、若しくは事務スペースを確保できる者であること。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。（当信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）を参照すること。）

3 担当部署

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 林業管理室 業務推進課
電話03-3294-5581 電子メール:kikin-ringyo@jaffic.go.jp
FAX 03-3294-5595

4 再公告、再々公告の実施

(1) 再公告

下記5(1)⑤アの当初の提出期限（平成31年1月15日（火）15時）において、下記5(1)②の申請書類の提出者が1者以下であった場合には、再公告を行う。

(2) 再々公告

上記(1)の再公告を行ってもなお、申請書類の提出者が1者以下であった場合には、再々公告を行う。

(3) 上記(1)再公告又は(2)再々公告を行った場合には、申請書類の提出者に電話等で連絡する。

5 企画競争参加資格審査手続

(1) 申請書類の提出方法等

① 本件競争の参加希望者は、競争参加資格確認申請書（様式1）及びその他必要書類（以下「申請書類」という。）を提出し、参加資格の有無について信用基金の審査を受けなければならない。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏 殿

応募者 所属事務所等住所

所属事務所等名称

氏 名

印

平成30年12月21日付企画競争実施に関する公告「林業信用保証業務に関する法律顧問業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること及び企画提案説明書等の内容を遵守することを誓約します。

記

- 1 企画競争参加申込者の概要（経歴、事務所概要等） 1部

経 歴 書
〔林業信用保証業務に関する法律顧問業務〕

ふりがな		生年月日	性別
氏名		年 月 日	男 ・ 女
現住所 〒		電 話	
		F A X	
ふりがな			
所属事務所名			
所属事務所住所 〒		電 話	
		F A X	
所属弁護士会名		登録番号	

年	月	学 歴 ・ 職 歴

企 画 書

〔林業信用保証業務に関する法律顧問業務〕

ふりがな		電話
氏名		F A X
ふりがな		
所属事務所名		

＜企画書作成について＞

下記の内容を盛り込んだ企画書を作成すること。

- ① 過去5年間に担当した林業・木材産業に関する法律相談実績（件数）及び概要
- ② 過去5年間に担当した金融法務、債務保証分野に関する相談実績（件数）及び概要
- ③ 林業・木材産業に係る知見
- ④ 金融法務及び債務保証（林業信用保証を含む。）分野に係る知見
- ⑤ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制
 - ア 相談業務を担当する弁護士の体制
 - イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）
 - ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、電子メール、ファックス、外部打合せへの出席等）
- ⑥ その他アピールできる事項

（注）書ききれない場合は別紙でも可とする。

① 過去5年間に担当した林業・木材産業に関する法律相談実績（件数）及び概要

実績件数 _____ 件

概 要：

② 過去5年間に担当した金融法務、債務保証分野に関する相談実績（件数）及び概要

実績件数 _____ 件

概 要：

③ 林業・木材産業に係る知見

④ 金融法務及び債務保証（林業信用保証を含む。）分野に係る知見

（林業信用保証制度に係る知見）

⑤ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制

ア 相談業務を担当する弁護士の体制

※ 担当弁護士の他、複数で対応する場合は、他の弁護士の経歴がわかる書類（参考書式）を添付すること。

相談業務を担当する弁護士の要員： _____ 名

弁護士名： _____

イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）

ウ 相談事案に関する態様（面談、電話、電子メール、ファックスの体制があるか、外部打合せへの出席等）

⑥ その他アピールできる事項（総務等の管理部門に関する事項を含む。）

「競争不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査票」記入のお願い

- 1 説明書等をお受け取りいただいた事業者様で、企画競争に参加されない場合には、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。
 - 2 一者応札・一者応募の改善は当信用基金の課題となっており、公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務改善につなげていくために、いただいた回答書を内部資料として活用させていただくこととしております。何卒ご協力の程お願い申し上げます。
なお、内容につきまして個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。
- ◆提出方法：E-mailに添付して送付（WordまたはPDF）または、ファクシミリにて送付ください。
E-mailの場合のタイトル：「(企画競争の件名_〈貴社名(略称可)〉：不参加理由送付」
宛先：説明書等に記載のアドレス、ファクシミリ番号
- ◆提出期限：企画書提出期限後、1週間以内でお願いします。

独立行政法人農林漁業信用基金 総務部総務課

年 月 日

競争不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査票

1 件 名：林業信用保証業務に関する法律顧問業務

2 提出者

- ① 貴社名・部署名 :
- ② 氏名 :
- ③ 電話番号 :
- ④ 電子メールアドレス :

3 不参加等理由：(適当な選択肢がない、または選択が困難な場合は、選択しないままご提出いただいても結構です。)

該当する項目の〔 〕に「○」を付してください(複数回答可)。

- ① 〔 〕 自社で納入物件が確保できない。
- ② 〔 〕 自社で業務従事者が確保できない。
- ③ 〔 〕 当該業務について自社の経験・実績が少なかった。
- ④ 〔 〕 同時期に他の入札もしくはその予定があった。
- ⑤ 〔 〕 現行受注者が有利と思われ、自社の受注は難しいと判断した。
- ⑥ 〔 〕 自社の業務内容と合致しなかった。
- ⑦ 〔 〕 その他(具体的に記載ください) _____

4 その他ご意見・ご要望

※説明書等で改善すべき点などについてのご意見・ご要望があれば記入ください。

(ご協力ありがとうございました。)

Ⅱ 仕様書

1 業務の名称

林業信用保証業務に関する法律顧問業務

2 業務の内容

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う業務（以下「信用基金の業務」という。）に関して、顧問弁護士より、適時適切に以下の相談事項について指導及び助言（電話、電子メール等を含む。）を得る。

- （１）林業信用保証業務に関する業務遂行上の諸問題についての法律相談
- （２）訴訟対応に当たっての法律相談
- （３）その他、信用基金の業務に関する依頼事項

3 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日（1年間）

4 その他

- （１）本業務において、信用基金の業務に関する資料要求等の依頼、要望等があるときは、原則文書を作成し、提出すること。
- （２）本業務において作成された資料等の原著作権及び二次的著作物の著作権は、信用基金に帰属すること。
- （３）業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、信用基金と受任者で協議すること。
- （４）受任者は、本仕様書に疑義が生じたときは、信用基金と協議すること。
- （５）本業務において、知り得た知識及び機密事項等を公表又は第三者へ漏洩しないこと。

Ⅲ 審査要領

1 業務名

林業信用保証業務に関する法律顧問業務

2 選定委員

(1) 委員長：林業担当理事

(2) 委員：総括調整役、林業管理室長、林業部長、林業管理・査定室長

3 企画書等の評価

以下の項目及び審査の観点を踏まえ、各委員が採点するものとする。

(1) 除外項目

提案者が提出した見積書に記載されている金額が、独立行政法人農林漁業信用基金が定める契約限度額を超えていた場合は、契約候補者とししない。

(2) 採点項目

① 過去5年間に担当した林業・木材産業に関する法律相談実績

- ・ 毎年度1件以上の相談実績がある 20点
- ・ 過去5年間で毎年ではないが複数件の相談実績がある 10点
- ・ 過去5年間で1回は相談実績がある 5点
- ・ 上記に該当しない場合 0点

② 過去5年間に担当した金融法務、債務保証分野に関する相談実績

- ・ 毎年度1件以上の相談実績がある 20点
- ・ 過去5年間で毎年ではないが複数件の相談実績がある 10点
- ・ 過去5年間で1回は相談実績がある 5点
- ・ 上記に該当しない場合 0点

③ 林業・木材産業に係る知見（提出された企画書等により過去の相談実績等について、総合的に判定する。）

- ・ 林業・木材産業に係る知見が極めて高いと認められる 10点
- ・ 林業・木材産業に係る知見が高いと認められる 7点
- ・ 林業・木材産業に係る知見が相当程度認められる 5点
- ・ 上記に該当しない場合 0点

④ 金融法務及び債務保証（林業信用保証を含む。）分野に係る知見（提出された企画書等により過去の相談実績等について、総合的に判定する。）

- ・ 金融及び保証に係る知見が極めて高いと認められる 10点
 - ・ 金融及び保証に係る知見が高いと認められる 7点
 - ・ 金融及び保証に係る知見が相当程度認められる 5点
 - ・ 上記に該当しない場合 0点
- (林業信用保証制度に係る知見)
- ・ 林業信用保証制度に係る知見が極めて高いと認められる 10点
 - ・ 林業信用保証制度に係る知見が高いと認められる 7点
 - ・ 林業信用保証制度に係る知見が相当程度認められる 5点
 - ・ 上記に該当しない場合 0点
- ⑤ 業務を担当する弁護士の体制及び相談を受けた際の回答体制
- ア 相談業務を担当する弁護士の体制
- ・ 担当弁護士の他、相談等には複数で対応する 5点
 - ・ 相談等には担当弁護士単独で対応する 2点
- イ 相談業務を受けた際に要する時間（迅速に対応できる体制にあるか）
- ・ 相談業務を受けた当日又は翌日には回答している 10点
 - ・ 相談業務を受けた3日以内には回答している 7点
 - ・ 急を要する相談であっても3日以内に対応できない場合がある 3点
 - ・ 上記に該当しない場合 0点
- ウ 相談事案に関する態様
- ・ 面談、電話、電子メール、ファックスのいずれも対応可能、かつ、打合せ等への出席も可能 5点
 - ・ 面談、電話、電子メール、ファックスのいずれも対応可能だが、打合せ等への出席は不可 3点
 - ・ 打合せ等出席以外で、対応できない方法が一つ以上ある。 1点
 - ・ 上記に該当しない場合（対応方法が一つに限られているなど） 0点
- ⑥ その他アピールできる事項（記載内容に応じて採点） 0点～10点

(3) 審査員が各項目を評価し、評価に応じた得点の合計の平均を総得点として、その点数が最上位の提案者を契約先の候補者として特定する。

(4) 総得点と同点の場合は、見積金額が安い者を契約候補者とする。見積金額も同額の場合は、委員長が決定する。

IV 契約書（案）

法律顧問契約書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と弁護士〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙を甲の顧問弁護士に委任することについて、次のとおり契約する。

第1条 甲は、乙を甲の顧問弁護士に委任し、乙はこれを受諾した。

第2条 甲が行う業務（以下「信用基金の業務」という。）に関して、乙に対する相談事項は次のとおりとする。

- (1) 林業信用保証業務に関する業務遂行上の諸問題についての法律相談
- (2) 訴訟対応に当たっての法律相談
- (3) その他、信用基金の業務に関する依頼事項

第3条 甲は、前条の相談事項に対して乙に月額金〇〇, 〇〇〇円に消費税及び地方消費税を加算して支払うものとし、その支払い方法は次のとおりとする。

- (1) 甲は所得税法に基づき乙に対する支払月額から源泉所得税を控除した残額を乙の指定する銀行口座に振込むものとする。
- (2) 前項の甲の支払日は、毎月〇日とする。
ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が金融機関の休業日に当たるときは、更に繰り上げて支払うものとする。

第4条 甲が乙に対し、第2条に掲げる事項を除く事項に関し事件処理を委任した場合は、甲は第3条の金員と別に報酬を支払うものとする。

第5条 前条において、乙は着手金、中間金は請求せず、報酬は事件終結後に支払いを受けるものとする。

第6条 甲は乙に対し第3条、第5条の金員と別に事件処理に要した実費を支払う。この実費は乙の請求後10日以内に支払うものとする。

第7条 本契約に基づき作成された資料等の著作権及び二次的著作物の著作権は、信用基金に帰属するものとする。

第8条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。

- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用基金の信用を毀損し、又は信用基金の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前各項に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

第9条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙が正当な事由によらないで、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき。
- (2) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための談合があったと認められるとき。
- (3) 乙が前各号に掲げる場合のほか、本契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定に基づき、本契約を解除した場合においては、契約金額のうち、既済部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

第10条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき、本契約を解除することができる。

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第12条 この契約の有効期限は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

ただし、契約満了の日の1月前までに甲乙双方のいずれからもこの契約の解約について相手方に通知しなかった場合には、この契約は更に1年間延長存続するものとする。

なお、契約を1年間延長した後の契約満了の日において、完了していない事案がある場合は、甲乙協議のうえ、この契約を更新することができる。

第13条 本契約に定めのない事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

平成31年 月 日

甲 東京都千代田区内神田1-1-12
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏
生年月日 年 月 日

乙

弁護士 ○ ○ ○ ○
生年月日 年 月 日